

## 電力会社の健全な事業継続と被災者の確実な救済とを両立させる原子力損害賠償制度を構築することは可能か？

田邊 朋行

東京電力株式会社（以下、「東電」）は11月7日に「再生への経営方針」を発表し、現行の資金援助の仕組みについて問題を提起した。

### 【増え続ける賠償支払総額、高まる財務リスク】

東電がこれまでに、個人や法人等の被害者に対して支払った賠償の総額は、約1兆5千億円（11月30日現在、仮払補償金込み）。この約半年間は、月に約1千億円の賠償支払いが続いており、支払い総額は累積する一方だ。

日本の原子力損害賠償制度は、事業者の賠償責任に限度額を設けていない。このため、責任ありとされた事業者は、事故等の原因行為と「相当因果関係」にある損害、つまり「通常生じるとされる」損害について、無限の賠償責任を負う。

この責任の履行を確保するために、昨年8月に支援機構法が制定された。これにより、一定条件の下、国が支援機構を通じて事業者に資金援助を行う枠組みがつくられた（図）。

しかし、これは一方的な資金の提供ではなく、最終的には国への返済が義務づけられている。

国が用意した賠償資金援助枠は、現在5兆円。除染活動等の進展により、賠償額がさらに増えれば、5兆円の枠を増やさなければならない事態も想定される。そうなれば、東電の国への返済額は増え、返済期間はさらに延び、この間、東電は不確実な財務リスクの下で苦しい事業経営を強いられる。

### 【被災者の救済にも課題】

一方、事業者に無限責任を負わせ、その履行を確保する仕組みを導入しても、被災者が期待する救済が確実になされる保証はない。

今回の事故被害には、大規模複合災害の側面がある。地震・津波等の自然災害、行政の作為・不作為等、様々な要因が絡み合うことで被害が生じ、拡大している面がある。その中には、事故との相当因果関係の枠内に収まらない損害もあろうし、事故の寄与分が低く評価される損害もあろう。被災者がこれら全損害分について事業者から賠償を得ることは、法的に不可能だ。

また、損害賠償は金銭賠償が基本だが、コミュニティの再生や被災者の自立支援策等、金銭賠償とは別の形の救済も必要だろう。

### 【救済面における国の役割についても議論を】

このように現行制度は、賠償責任を負う電力会社と被災者の双方に茨の途を歩ませることになる。

この背景には、いったん事業者に賠償責任ありとされると、私人（事業者）と私人（被害者）との間の紛争解決として処理され、国の関与が消極的となる、現行原賠制度の基本構造がある。もちろん、支援機構法は国の関与を規定する。しかし、それは事業者の賠償を側面支援するものであり、国自らが被災者を直接救済するものではない。

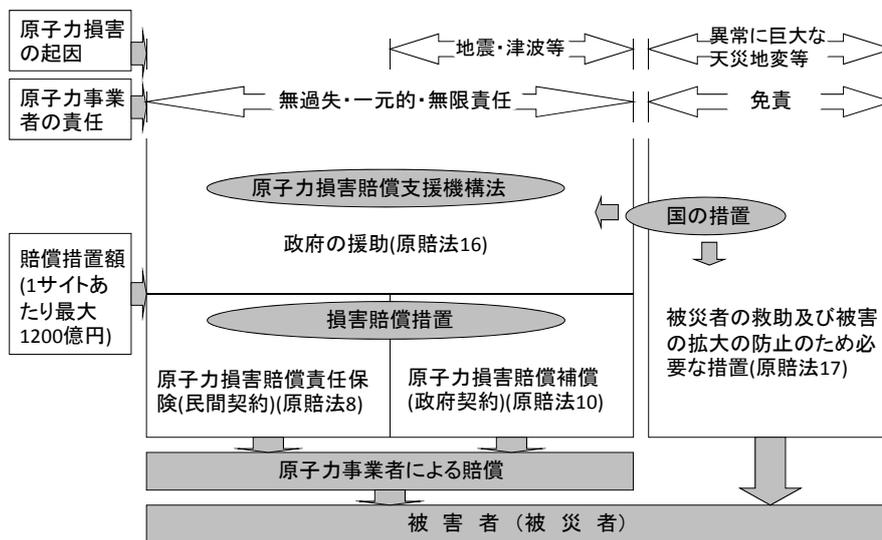
電力安定供給のための電力会社の健全な事業継続と被災者の確実な救済とを両立させる制度とするには、①責任限度額を設けてそれを超える部分については国による被災者救済を認めるか、②「相当因果関係」や官民の責任分担に基づく事業者責任の範囲を適正化し、範囲を超えたり金銭賠償が困難な損害について国が被災者に直接補償・措置を講じるか、のいずれかが必要だ。そこでは、私人対私人の紛争処理枠組みに収まらない「災害救助者」としての国の役割が期待される。また、この期待に応えることが原子力を推進してきた国の社会的責務であるとも言える。

これから本格化する原賠制度見直しの議論では、こうした「災害救助者」としての国の役割も踏まえた議論が必要だ。

電力中央研究所 社会経済研究所 副研究参事

田邊 朋行 / たなべ・ともゆき

91年入所、博士（エネルギー科学）。専門は、原子力法。



我が国原子力損害賠償制度の概要